法規的告示

○農林水産省告示第九百五十一号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十七条第二項の規定に基づき、平成三十年農林水産省告示第六百八号（テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する告示）の一部を次のように改正する。

令和七年六月十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

別表

改正後			改正前		
都道府県	市町村	地域	都道府県	市町村	地域
長野県	（略）	（略）	長野県	（略）	（略）
	（削る）	（削る）		南佐久郡川上村	樋澤
	南佐久郡南牧村	海ノ口、野辺山及び平沢		南佐久郡南牧村	野辺山及び平沢

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定中、「海ノ口、」を加える部分は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

○国土交通省告示第四百六十九号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第八条第八項、第九条第一項及び第二項、第十七条第一項、第二十一条、第二十二条の三、第三十条第二項、第三十二条第三項、第三十九条第三項、第三十九条の二第三項、第四十二条、第四十三条の六、第四十三条の九、第四十四条第二項、第四項、第六項及び第七項、第五十五条第一項、第六十四条の二第一項並びに第六十四条の三第三項、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第五十七条第一項第四号、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第五条第一項、共通構造部型式指定規則（平成二十八年国土交通省令第十五号）第五条の二並びに道路運送車両法関係手数料規則（平成二十八年国土交通省令第十七号）別表第一備考第二号（これらの規定を同令第一条第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び別表第二備考第二号の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年六月十七日

国土交通大臣　中野　洋昌

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示

（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正）

第一条　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	
（定義等）	
第２条　（略）	
２　この告示において、次の表の左欄に掲げる略語は、それぞれ同表の右欄に掲げる意味を表すものとする。	
略語	意味
協定規則第10号	協定規則第10号第７改訂版
（略）	（略）

改正前	
（定義等）	
第２条　（略）	
２　この告示において、次の表の左欄に掲げる略語は、それぞれ同表の右欄に掲げる意味を表すものとする。	
略語	意味
協定規則第10号	協定規則第10号第６改訂版補足第３改訂版
（略）	（略）